

平塚市環境基本計画（改訂版）の概要

1 計画の策定経緯

平塚市環境基本計画は、環境基本条例（第8条）に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために平成12年3月に策定されました。

計画策定から16年度で5年が経過し、重点施策や計画事業の見直しが必要となったため、17年度から2年間で計画を改訂し、平成19年度から改訂版をスタートさせました。

※環境基本条例第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 計画の基本理念

環境基本計画の基本理念や施策の方向は、概ね21世紀半ばを視野に入れて設定しました。

○望ましい環境像（基本理念）

「環境市民」が築く環境共生・発信都市ひらつか

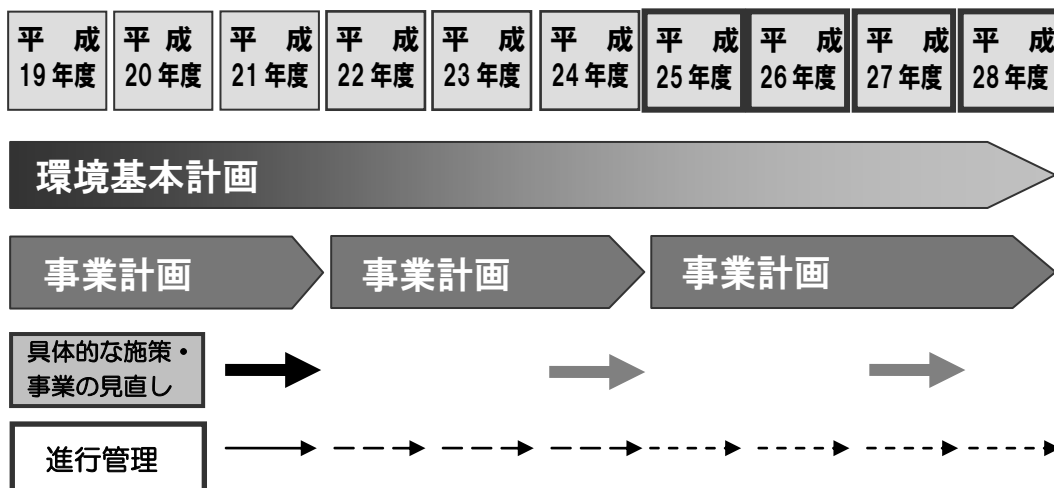
○基本方針

- 1 環境保全・創造への参加と協働
- 2 自然と人との共生の確保
- 3 循環型地域社会の実現
- 4 広域的取組の推進

3 計画の期間と進行管理

環境基本計画では、今後4年間で重点的に取り組む施策を「重点施策」として位置づけています。重点施策については、平成22年度から24年度までの3年間（第2期事業計画）の年次目標や事業の年次計画を設定し各種施策を推進しました。

第2期事業計画の終了に伴い、これまでの施策・事業の実施状況を踏まえて事業計画の見直しを行い、平成25年度から28年度までを計画期間とする第3期事業計画を策定し推進しております。



4 計画の推進体制

平塚市環境基本計画については、毎年度、前年度における施策の実施状況について評価・点検を行い、計画に位置づけた施策の着実な推進を図ります。

(1) 実施状況の点検・評価

実施状況の点検・評価は、内部点検と外部点検の2段階4過程により実施します。

内部点検

①担当課による自己点検

施策の実施状況・進捗状況について、担当課が自己点検し、問題点を抽出します。

②平塚市環境基本計画推進会議における点検

担当課による自己点検の結果をもとに、庁内の関係部局で組織される平塚市環境基本計画推進会議において、進捗状況の点検を行います。

また、計画推進上の課題となっている事項について、検討・調整を行います。

外部点検

③市民意見の募集

環境基本計画の進捗状況等について、平塚市ホームページ等で市民に意見を募集します。

④平塚市環境審議会における審議

庁内での点検・検討結果と市民意見をもとに、平塚市環境審議会において審議し、意見を提出していただきます。

(2) 実施状況の点検・評価結果の反映

実施状況の点検・評価の結果については、可能なものから随時、施策の実施に反映していきます。

また、計画の進捗状況等について寄せられた市民意見については、今後の計画推進に反映していくとともに、寄せられた市民意見への対応状況を公表します。

(3) 実施状況の公表

環境基本計画に位置づけられた施策の実施状況や点検結果を年次報告書にまとめ、環境施策の周知を図ります。

以 上